平成２１年（フ）第７３６号
神戸市北区菖蒲が丘２丁目７番地の11、従前の住所神戸市北区東有野台４丁目８番地の10
債務者　宮下　岳生
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３７号
神戸市北区菖蒲が丘２丁目７番地の11、従前の住所神戸市北区東有野台４丁目８番地の10
債務者　宮下　晴美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４８号
神戸市長田区滝谷町３丁目２番21号、前住所兵庫県明石市鳥羽492番地
債務者　上田　實穂
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５８号
神戸市北区西大池２丁目５番212―507号、従前の住所神戸市北区西大池２丁目11番12―44号
債務者　大里　大介
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５９号
神戸市須磨区神の谷５丁目10番44号
債務者　ＴＯＯ－ＣＯＯＬこと　宮西　玲太
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６号
奈良県桜井市大字慈恩寺836番地の４
債務者　平川　樹弥
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町334番地１
債務者　林　　勉
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１１号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅３－405
債務者　谷野　正信
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３２４号
奈良県生駒郡安堵町大字窪田535番地の11
債務者　山岡さおり（旧姓垣内・大西）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３２６号
奈良県桜井市大字外山325番地の４
債務者　牧野志津雄
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３１号
奈良市あやめ池北３丁目６番36号　藤村方
債務者　森本　隆二
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
奈良県生駒市辻町879番地101
債務者　長嶺知永子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２８０号
青森県東津軽郡平内町大字藤沢字人形坂27番地６　藤沢住宅25号
債務者　加藤　達男
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
山形県酒田市南新町１丁目６番40号、前住所山形県酒田市東泉町４丁目２番地の３
債務者　菅原　典子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３６５号
川崎市川崎区桜本２丁目13番７号　エクセル結城201
債務者　新谷めぐみ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
島根県松江市東朝日町160番２　宮の沖アパート112号
債務者　芝床　真実
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３７号
熊本市坪井１丁目２－１　広町ビル405、住民票上の住所熊本市帯山７丁目４番12号
債務者　長谷部　徹
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３５８号
熊本市花園３丁目２番47号
債務者　濵﨑　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５２３号
熊本市小島８丁目10番18号
債務者　畑野　明秀
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部